

- ・屋外広告物の設置は「静岡県屋外広告物条例」によりルールが定められています。
- ・屋外広告物を設置するためには申請が必要です。

※景観を大切にすべき地域は、条例で「普通規制地域」・「特別規制地域」などの規制地域に指定されています（規制地域により、設置のルール（色彩、大きさ等の基準）が異なります）。

**問合せ先** 建設課都市住宅係

☎ 22219

**小型家電回収ボックス  
設置箇所が増えました**

資源リサイクルのため、小型家電の回収に、協力ください。

**設置箇所**

- 市役所西館玄関ロビー内
- 中央公民館1階ロビー内（※）
- 市民スポーツセンター（サンワーク下田）1階ロビー内（※）

※新たに設置した箇所

**回収するもの**

携帯電話、スマートフォン等、電気・電池で動く家電製品で、回収ボックス投入口（横30cm×縦14cm）に入るもの。

**問合せ先**

環境対策課清掃センター

☎ 6686

**焼却炉修繕にとまなう  
ごみ減量化ご協力をお願いします**

ごみ焼却設備修繕のため、10月9日（月）～15日（日）の期間、ごみ焼却炉が全面停止となります。

近隣の町に、ごみ焼却処理を依頼する予定ですが、受入量が非常に限られますので、なお一層のごみの減量のご協力をお願いいたします。

また、一部の地区で可燃ごみの収集時間が、通常の前8時まで、午後の収集地区は午後1時までのごみ出しをお願いいたします。

10月5日（木）～10日（火）の期間、午前の収集地区は午前8時まで、午後の収集地区は午後1時までのごみ出しをお願いいたします。

**その他お願い**

- ・大量の可燃ごみは、持ち込みを控えて下さい。
- ・草木等はなるべく堆肥化するなど減量をお願いします。
- ・新聞、雑誌・図書、段ボール等は、リサイクルをお願いします。
- ※産業廃棄物の持ち込みは、お断りします。

**問合せ先**

環境対策課清掃センター

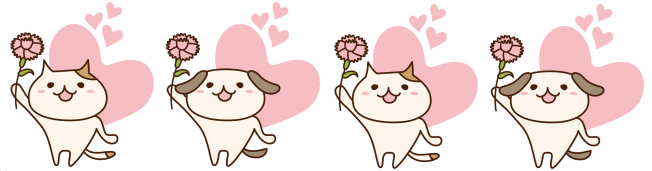
☎ 6686

## 犬や猫の飼い主の皆さまへ

9月20日～26日は動物愛護週間

動物は愛情と責任をもって、

最期まで適正に飼いましょう



**犬や猫を捨てないで！**

所有者のいない不幸な犬や猫を増やさないために、愛情と責任を持って最期まで適正に飼いましょう。

**犬に鑑札と注射済票を  
つけましょう！**

犬を登録したときに交付される「鑑札」と、狂犬病予防注射を受けたときに交付される「注射済票（骨型の金属板）」を首輪につけてください。

万一、迷子になった場合、首輪につけている鑑札から飼い主を特定することが可能です。災害時にもとても有効です。

**狂犬病予防注射をお忘れなく**

法律により、生後91日以上の犬については生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、飼い主に義務づけられています。

必ず動物病院で注射を受けさせ、注射済票の交付を受けさせてください。注射済票を交付していない動物病院で注射をした場合は注射済証が渡されますので、環境対策課で注射済票の交付手続きをしてください（手数料550円）。

犬を飼い始めたとき、飼い主・住所等の変更があったとき、犬が死亡したときは届け出てください。

**犬の放し飼いやリードを  
つけない散歩は禁止です**

犬は条例によって放し飼いが禁止されています。家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずひも（リード等）をつけましょう。

**犬の散歩でのフンの始末を！**

犬の散歩のときはフンを処理するスコップ・ビニール袋等を持参して、必ず飼い主が持ち帰り、周りの人に迷惑をかけないようにしましょう。

**猫の室内飼いのすすめ！**

猫を屋外で飼うと、交通事故や病気など猫への危険が多くなります。猫は室内でもストレスをためずに飼うことが可能ですので、猫を危険から守るためにも室内での飼育をおすすめします。

飼い主が気づかない間に、他の家の敷地にフン尿をしたり、庭や畑を荒らしたりなど、迷惑をかけていることがあります。地域の方々が気持ちよく暮らせるよう、きちんとしつけをしましょう。

また飼い主がわかるよう、首輪に名札などをつけておきましょう。

**飼い主のいない猫  
（のら猫）対策**

エサを与えるだけで他に何もしないと、飼い主のいない不幸な猫がどんどん増えてしまいます。フン尿被害など近隣トラブルの原因にもなりますので、置きエサは止め、フン尿の始末、不妊去勢手術に協力をお願いします。

**問合せ先**

環境対策課環境保全係

☎ 22213